

高知市子ども・子育て支援会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第54号）第8条の規定に基づき、高知市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理人の出席)

第2条 会長は、委員が会議に出席できない場合であつて、当該委員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

書面開催に関する条項を追加

(書面による議決)

第3条 緊急またはやむを得ない理由により支援会議を開催することが困難なときは、書面で各委員の意見を聴き、支援会議の議決に代えることができるものとする。

(書面議決の実施)

第4条 書面議決を実施する場合次のとおり実施する。

- (1) 会長は書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書、意見書様式、参考資料等を全委員に送付するものとする。
- (2) 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- (3) 意見書は、賛成または反対を明らかにするように実施する。
- (4) 議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決の報告)

第5条 会長は会議後、各委員の表決内容および意見の記録を議事録として作成し、全委員に報告する。

リモート出席に関する条項を追加

(WEB会議システムによる会議出席)

第6条 会長がWEB会議(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。)の開催が必要と認めるときは、会長を含む委員は、WEB会議システムを利用して支援会議に出席することができる。

(オンラインによる支援会議への参加)

第7条 WEB会議システムを活用した支援会議にオンラインにより参加を希望する委員(以下「オンライン委員」という)は、所定の申請用紙(様式)に必要事項を記入し、あらかじめ事務局に提出しなければならない。

(オンラインによる会議出席の確認)

第8条 WEB会議システムによる支援会議への出席は、オンラインにより委員会へ参加す

る委員の映像と音声の送受信により確認する。その確認後、通信障害や機器のトラブルにより、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(オンラインによる支援会議からの退出)

第9条 WEB会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該オンライン委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(オンラインによる出席者がある場合の表決の方法等)

第10条 会長は、問題の宣告の後、オンラインにより委員会へ参加する委員（以下「オンライン委員」という。）に対し1人1人その可否を確認し、その後、委員会の開催場所にいる委員の可否を挙手等により確認し、オンライン委員の可否と合算して多少を認定する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月8日から施行する。